

## 計画されたハードフォークおよび新暗号資産への対応指針

当社は、当社の取扱う暗号資産に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート（以下「ハードフォーク」といいます。）の実行が見込まれる場合の対応指針及び当該ハードフォークにより新たに生じる暗号資産（以下「新暗号資産」といいます。）への対応指針を以下のとおり定めます。

### 1. 計画されたハードフォークへの対応指針

#### (1) 計画されたハードフォークに係る情報の収集とお客様への情報提供

当社は、当社が取扱う暗号資産のハードフォークの計画等に関する情報を収集し、当該情報収集によりハードフォークの発生時期、ハードフォークの内容、ハードフォークを計画する主体、ハードフォークの目的及び予測される効果、ハードフォークによりお客様に生ずるリスク等のお客様の暗号資産の利用判断に必要となる情報を得た場合には、お客様への告知により当該情報の提供<sup>(注1)</sup>を行います。

(注1) 当該情報の提供について、当社は、正確かつ最新の情報の提供に努めますが、その内容の正確性、最新性、網羅性その他について保証しません。当社が公表した情報の真偽や公表の遅滞によるお客様の損失について、当社は責任を負いません。

#### (2) サービス（取引等）の一時停止措置の実施

当社は、ハードフォークによりお客様の資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生ずるおそれがある場合には、ハードフォークの発生に備えて、お客様へ事前に告知（緊急に停止せざるを得ない場合は事後に告知となる場合がございます。）のうえ、当該暗号資産に係る取引、入出金及びその他当社が提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の全部又は一部の提供を一時停止<sup>(注2)</sup>する等、お客様の資産の保全及びお客様との取引を確実に履行するために必要かつ合理的な措置を講じます。

(注2) ハードフォークの発生に伴う本サービスの一時停止期間中に生じた暗号資産の価格変動によるお客様の損失（逸失利益を含みますがこれに限られません。）については、当社は責任を負いません。

#### (3) サービス（取引等）の一時停止措置の解除

ハードフォークに伴い当社で実施した本サービスの一時停止措置の解除は、お客様の資産の保全及びお客様との取引の履行に支障が生ずるおそれがないことを当社で確認できた場合に行います。本サービスの一時停止措置の解除を行う場合は、速やかにお客様へ告知いたします（停止期間をあらかじめ定めて本サ

サービスを停止した場合には、停止解除時にその旨を告知しない場合があります。)。停止期間をあらかじめ定めずに本サービスを停止した場合には、本サービスの停止解除見込みについて、随時、お客様に情報を提供します。

## 2. 暗号資産関係取引（現物取引）においてハードフォークに伴い新暗号資産が発生した場合の対応指針

### （1）新暗号資産の交付に関する基本方針

当社は、暗号資産関係取引（現物取引）において、ハードフォークの対象となる暗号資産（以下「原暗号資産」といいます。）の価値が当該ハードフォークにより新たに生じた暗号資産（以下「新暗号資産」といいます。）に移転したと認められる場合には、原則として、新暗号資産をお客様に交付するものとします。また、ハードフォークにより複数の新暗号資産が発生する場合には、発生したそれぞれの新暗号資産について、交付の可否を判断するものとします。ただし、新暗号資産が次に定めるすべての事項を満たしていることが確認できない場合、又は新暗号資産をお客様に交付することが適切でないと当社が判断した場合には、お客様に対して新暗号資産の交付を行わないことがあります。

- ① 新暗号資産について第三者による不正な移転を防止する措置が講じられていること
- ② 新暗号資産にお客様の資産を侵害する仕組みが講じられていないこと
- ③ 新暗号資産の有する機能が不法、不正な行為を誘引するものではないこと
- ④ ハードフォークを計画する主体による利益独占行為が認められないこと
- ⑤ その他、新暗号資産の健全な流通を妨げる事象が認められないこと

### （2）新暗号資産の交付に代えて金銭による交付を行う場合の方針

当社は、前号に基づき新暗号資産を交付すべき場合において、新暗号資産の交付に代えて、新暗号資産相当額の金銭をお客様に交付することがあります。この場合、新暗号資産相当額を算出する基準をあらかじめお客様に告知します。原則として、算出基準は当社が任意の方法及び時点で処分した金額とします。

### （3）新暗号資産又は金銭の交付時期

第1号に基づく新暗号資産の交付又は前号に基づく金銭の交付時期は、当社が定めるものとします。当社は、新暗号資産の流通上の安全性等や新暗号資産相当額等の確認等のため、ハードフォークの直後には新暗号資産の交付及び新暗号資産相当額の金銭の交付をすることができないことがあります。

### （4）新暗号資産又は金銭の交付の対象となるお客様

当社が新暗号資産の交付又は新暗号資産相当額の金銭の交付を行うと判断した場合であっても、ハードフォークが実行された時点から新暗号資産の交付時点又は新暗号資産相当額の金銭の交付時点までの間、継続して当社との利用契約を締結してい

たお客様以外のお客様は、交付の対象にならないことがあります。

**(5) 新暗号資産の所有**

当社は、第1号に基づく新暗号資産の交付又は第2号に基づく金銭の交付を行う場合を除き、お客様の保有する原暗号資産から生じる新暗号資産を当社がお客様に代わって自らが所有するものとして取得又は処分することはいたしません。

**(6) 新暗号資産の交付に係る手数料**

当社は、第1号に基づく新暗号資産の交付又は第2号に基づく金銭の交付その他のお客様保護のために必要な措置に伴い、相当の手数料をお客様に請求することがあります。

**3. 暗号資産に係るデリバティブ取引においてハードフォークに伴い新暗号資産が発生した場合の対応指針**

**(1) 暗号資産に係るデリバティブ取引における新規暗号資産の権利調整の実施方針**

ハードフォークにより原暗号資産から新規暗号資産に価値が移転したと認められる場合には、原則として、当社は原暗号資産の建玉数量に応じ、買建玉を保有するお客様には日本円にて調整金を交付し、売建玉を保有するお客様からは日本円にて調整金を徴収することにより、当該取引における建玉保有者間の公平性が保たれるように権利調整を行います。ただし、権利調整を行うことが適切でないと当社が判断した場合には、お客様に対して権利調整を行わないことがあります。

**(2) 権利調整金額及び手数料**

権利調整金の額は、原則として当社カバー先における新暗号資産の市場価格を基準として、当社が独自に定めるものとします。権利調整に伴い現に生じた業務コストを、手数料としてお客様より徴収する場合があります。なお手数料を徴収する場合、調整金の額は手数料を減じた又は加えた額となります。

**(3) 権利調整の対象となるお客様**

当社が権利調整を行うと判断した場合であっても、ハードフォークが実行された時点から権利調整時点までの間、継続して当社との利用契約を締結していたお客様以外のお客様は、交付の対象にならないことがあります。

**4. お客様への告知方法について**

本対応指針に定めるお客様への告知は、当社のウェブサイトへの掲載、電子メールの送信又はその他の当社が適切と認める方法で行うものとします。

2021年8月27日 改定  
フォビジャパン株式会社